

保険医又は保険薬剤師の登録

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
 保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
 保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
 規定に基づき、公示する。

令和 七年 七月 十五日

北海道厚生局長

神ノ田 昌博

登録の記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
北医 三五四一三	妹尾 真依子	令和 七年 四月二十五日
北医 三五四一四	上神田 翼	令和 七年 四月 三十日
北医 三五四一五	普天間 朝尚	令和 七年 五月 二十日
北医 三五四一六	中山 永実子	令和 七年 五月 九日
北医 三五四一七	佐口 武優	令和 七年 四月二十一日
北医 三五四一八	鈴木 皓介	令和 七年 四月二十一日
北医 三五四一九	新川 龍太郎	令和 七年 四月二十一日
北医 三五四二〇	鬼塚 理彩子	令和 七年 四月二十一日
北医 三五四二一	沖中 一樹	令和 七年 四月二十一日
北医 三五四二二	徳山 丈範	令和 七年 四月二十一日
北医 三五四二三	LEE SUNGKWAN	令和 七年 四月二十一日
北医 三五四二四	新川 幸一郎	令和 七年 四月二十一日
北医 三五四二五	野村 悠起	令和 七年 六月 十九日
北医 三五四二六	滝口 昌	令和 七年 六月 十九日
北医 三五四二七	裊地 諒	令和 七年 五月二十一日

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
規定に基づき、公示する。

北海道厚生局長

神ノ田 昌博

[illegible]